

新潟市中央区自主防災組織防災資機材整備事業補助金取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、新潟市中央区自主防災組織防災資機材整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施運用に必要な事項を定めるものとする。

(書類の審査)

第2条 要綱第4条に規定する審査は、自主防災組織概要調書の内容に基づき優先順位を決定し、行うものとする。

2 交付決定の優先順位は、以下のとおりとする。なお、結成日は新潟市自主防災組織育成指導要綱第5条第2項に規定する自主防災組織結成届出書の提出日とする。

優先順位	対象組織	訓練実績
1	前年度に申請したが、助成対象外だった組織（平成30年度より適用）	過去3年度の訓練実施回数
2		過去3年度の訓練参加率
3		過去3年度の訓練参加人数
4	過去3年度以内に結成された組織	過去3年度の訓練実施回数
5		過去3年度の訓練参加率
6		過去3年度の訓練参加人数
7	結成日から4年度以上が経過した組織	過去3年度の訓練実施回数
8		過去3年度の訓練参加率
9		過去3年度の訓練参加人数

附 則

(施行期日)

1 この取扱基準は、平成29年4月1日から施行する。

(この取扱基準の失効)

2 この取扱基準は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(新潟市中央区自主防災組織防災資機材整備事業補助金取扱要領の廃止)

3 新潟市中央区自主防災組織防災資機材整備事業補助金取扱要領は、廃止する。